

# 子ども・子育て関連3法（認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法、関係法律の整備法）の概要

## 幼保連携型認定こども園

満3歳以上の子どもに教育・保育を一体的に行う施設  
教育基本法6条1項に規定する法律に定める学校  
児童福祉法7条1項に規定する児童福祉施設

入園資格 満3歳以上の子ども、満3歳未満の保育を必要とする子ども  
設置者 国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみ（NPO、株式会社は不可）  
設置認可 都道府県知事（設置・運営基準等は都道府県が条例で定める）  
職員 園長、保育教諭を置き、副園長その他必要な職員を置くことができる  
（幼稚園教諭普通免許を有し、かつ保育士資格を有する者）

既存の幼稚園・保育園からの移行は義務づけない

## 教育・保育施設

### 認定こども園

幼保連携型

幼稚園型

保育園型

地方裁量型

保育園

幼稚園

施設型給付を受けない  
私立幼稚園

私学助成

就園奨励

民間保育所においては  
現行どおり委託費による支払

施設型給付費

地域型保育給付費

## 施設型給付費・地域型保育給付費の支給

内閣総理大臣が定める額（公定価格）から保護者負担額を引いた額

やむを得ない理由により、支給認定前に教育・保育または地域型保育を受けたときは、『特例施設型給付』『特例地域型保育給付』を支給する

## 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業  
病児・病後児保育事業  
放課後児童健全育成事業  
乳児家庭全戸訪問事業

一時預かり事業  
延長保育事業  
妊婦健康診査事業  
養育支援訪問事業

住民

満3歳未満の就学前子どもで保育を必要とするもの  
満3歳以上の就学前子どもで保育を必要とするもの  
満3歳以上の就学前子ども

の保護者

市町村による  
情報提供、相談  
利用のあっせん  
利用の要請

## 地域型保育事業（0～2歳児）

小規模保育

利用定員が6人以上19人以下の施設で保育を行う

家庭的保育

厚生労働省令で定める家庭的保育者の居宅で満3歳未満の乳幼児保育を行う

居宅訪問型保育

乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う

事業所内保育

事業主が労働者の監護する小学校就学前の子どもを保育

教育保育給付の受給資格認定申請

教育保育給付の受給認定申請から30日以内

## 【認定の内容】

教育・保育給付を受ける資格を有すること  
就学前子どもの区分  
3歳未満・保育を必要とする  
3歳以上・保育を必要とする  
3歳以上  
保育を必要とする場合、  
月単位の保育必要量

内閣府令で定める  
有効期間内に限り有効

市  
町  
村

## 市町村子ども・子育て支援事業計画

5年ごと

年度ごとの教育・保育施設に係る必要利用定員総数  
地域型保育事業所の必要利用定員総数  
その他の教育・保育の量の見込み・提供体制の確保の内容・実施時期  
年度ごとの地域子ども・子育て支援事業量の見込み・提供体制の確保の内容・実施時期  
教育・保育の一体的提供・推進に関する体制の確保の内容

協議

都道府県

都道府県子ども・子育て支援事業計画

5年ごと

都道府県子ども・子育て会議

意見

## 子ども・子育て会議（条例による設置、努力義務）

または子どもの保護者、子ども・子育て支援に係る当事者